

第四十六号議案

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第十四条第一号中「扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第十九条の二第一項第二号及び第三号中「寄附金（」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第四号中「を除く。」

を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第五号及び第六号中「寄附金（」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第七号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第八号中「寄附金（」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第十号中「もの」の下に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第二十四条の二第四項中「所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合」を「令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合」に改め、「次条第四項」

の下に「及び第三十六条の九第三項」を加える。

第二十四条の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改め、同条第四項中「所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合」を「令第四十八条の九の七の三において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合」に改める。

第三十六条の八第一項第一号中「本条、次条第二項及び」を「この条、次条第二項及び第三項並びに」に改める。

第三十六条の九に次の二項を加える。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第四十八条の十八において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが出来る。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「その受理されたとき」とあるのは「その提供を受けたとき」とする。

付則第二条の二の二第一項中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第三条中「令和四年度」を「令和九年度」に改める。

付則第十八条に次の一項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十九条の二第一項及び付則第三条の改正規定並びに次条第一項の規定
令和四年一月一日

二 第十条第二項、第十四条第一号、第二十四条の三第一項及び付則第二条の二の二第一項の改正規定並びに次条第四項の規定
令和六年一月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の江戸川区特別区税条例（以下「新条例」という。）

第十九条の二第一項の規定は、所得割の納税義務者が前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の江戸川区特別区税条例（次項及び第三項において「旧条例」という。）第十九条の二第一項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第二十四条の二第四項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第二十四条の二第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第二十四条の三第四項の規定は、施行日以後に行う新条例第二十四条の二第四項に規定する電磁的方法による新条例第二十四条の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第二十四条の二第四項に規定する電磁的方法による旧条例第二十四条の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中区民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（説明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正に伴い、住宅ローン控除の特例の適用期限を延長する措置等を講ずるほか、規定を整備する必要があるの
で、本案を提出いたします。